



申15号 「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する 説明申し入れ 第2回団体交渉を行う！ その②

8. 各組合員が従事する業務内容等の把握・管理の方法について明らかにすること。

組合	会社
勤務指定及び休日明示の方法はどのように行うのか？	一つの事業場になるので、勤務指定や休日明示は一括して行うことが理想である。取り扱いについては変わらない。
日単位及び時間単位で担務が変わることについて、勤務指定で担務を示すのか？	わかりやすい表記で勤務指定をしていく必要がある。
乗務行路について変更はあるのか？	乗務行路に変更はない。乗務の空いた時間(その他時間)を活用して違う業務に就くことはある。
育介 A・B 勤務制度利用者の働き方は変わるのか？	取り扱いとしては変わらない。
欠員補充はどのようになるのか？	柔軟な働き方によって代替要員は増えると考ええる。
出勤予備の在り方について	法律で決められているので変わらない。
乗務員勤務制度の考え方に変わりはないのか？	変わらない。
労働時間管理の把握方法について明らかにすること。	統括センターは作業ダイヤの中に乗務や改札業務などを示す。営業統括センターにおいて乗務員が乗務した場合は日単位での業務であり、時間単位の働き方は想定していない。
フレキシブル欠勤を取得した場合の月の労働時間の算出方法について明らかにすること。	フレキシブル欠勤はあくまで欠勤扱いで、フレックスタイム制のように月間労働時間での超過勤務の精算はない。
次期 JINJRE システムの更新において労働時間管理の整理方法について変更はあるのか？	変更はない。
輸送、営業、車掌、運転士のいずれか兼務する場合は訓練もそれぞれ受ける必要があるのか？	法令に則り訓練していく必要がある。
駅業務を予定していた日に乗務することはあるのか？	乗務することはある。急遽乗務する際は、現在の指導担当のようにアルコール検査を行う。
運転無事故表彰はどのように管理していくのか？	今までと変わらない。

9. 職名の見直しに伴う標準数の示し方を明らかにすること。

組合	会社
標準数の考え方について判断基準は何か？	標準数は業務量を計算しているものの、算定式はない。業務量には繁閑がある。柔軟な働き方として今までの在り方がいいのか検討しなければならない。示し方は述べられる段階ではない。
事前通知や発令通知の記載方法はどうなるのか？	現在と同様で業務内容は記載しない。 (例)〇〇統括センター 主任を命ずる